

○東海市国民健康保険運営協議会規則

昭和44年4月1日

規則第25号

改正 平成6年9月30日規則第32号

平成11年1月14日規則第1号

令和5年3月31日規則第21号

東海市国民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

東海市国民健康保険運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、東海市国民健康保険条例（昭和44年東海市条例第39号）第3条の規定に基づき、東海市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項につき、市長の諮問に応じて答申するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 国民健康保険税に関する事。
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更にに関する事。
- (4) 直営診療所の設置に関する事。
- (5) 保険事業の実施大綱の策定に関する事。
- (6) その他市長において必要と認める事項

(協議会の招集)

第3条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から協議会の招集の請求があつたときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

第4条 協議会は、市長から諮問があつたときは、その都度これを開き、速やかに答申しなければならない。

- 2 協議会は、前項のほか、会長において必要と認めたときは、いつでも招集することができる。
- 3 会長は、協議会を招集しようとするときは、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等をあらかじめ市長に通知しなければならない。

4 協議会の審議状況は、その都度市長に報告しなければならない。

(協議会の議事)

第5条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明及び資料の提出等)

第6条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、市長又は関係職員を会議に出席させて説明を求め、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(書記)

第7条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が命ずる。

2 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(協議会の議事録)

第8条 協議会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過及びその結果を記載しなければならない。

2 前項の議事録は、議長及び会議に出席した委員のうちから議長の指名する委員2名が、これを確認しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年規則第32号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年規則第21号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。